

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-078004-01-01

事業名	用地関係連絡事業	事業番号	01	課係名	用地課 用地対策班	係番号	01
-----	----------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 用地補償業務が関係する土木建築部の各起業者</p> <p>(2) 現状 損失補償基準の制定、運用の調整、法律等の周知、各種の担当者会議を通じ、用地・補償業務の統一・適正な運用を確保している。</p> <p>(3) 方法 各種関係法規の通知、補償基準の制定・改正、指導、適用の調整により、用地補償の適正・統一的運用を図る。また、定期的に用地職員に対する研修会を開催することにより用地職員の資質の向上を図るとともに、各種会議等を通じ、統一事項の確認、懸案事項の解決等を行う。</p> <p>(4) 目標 関係法律、用地補償関係規程等の周知、用地補償技術の修得等により、適正な用地取得・補償業務を行い、公共事業の迅速、円滑な推進を図る。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(昭和37年6月29日閣議了解)により、政府関係機関、地方公共団体等は、その行う事業に必要な公共用地の取得に伴う損失の補償の適正な実施を確保するため所要の措置を講ずるものとしてされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県が実施する公共事業用地の取得等に伴う損失補償を対象とする。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>4,629</td> <td>4,307</td> <td>5,433</td> <td>8,216</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>3.50</td> <td>3.50</td> <td>4.00</td> <td>4.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 用地関係連絡事業</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	4,629	4,307	5,433	8,216	人工数	3.50	3.50	4.00	4.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	4,629	4,307	5,433	8,216												
人工数	3.50	3.50	4.00	4.50												
<p>2. 事業の必要性 公共用地の取得に伴う損失補償基準の適正な実施を確保する措置については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(昭和37年6月29日閣議了解)により、地方公共団体は、その基準を制定し、若しくは改正するよう所要の措置を講ずるものとされており、これに基づき統一的な損失補償基準を確立し適正な補償の実施を確保していく。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 損失補償基準及び同実施細則関連の指導調整 九州地区用地主管課長及び担当者会議 各土木事務所用地主管課・室長会議 用地事務担当者会議、物件担当者</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 用地補償業務の統一・適正化に資する。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 用地補償関係の担当者会議、課・室長会議等の開催及び各種研修会を通じて、損失補償基準、同実施細則等用地補償関係規定の制定・改訂等、各土木事務所等出先、関係各課への周知を図り、損失補償基準等の統一的運用を図っている。 課・室長会議、用地事務担当者会議、補償業務担当者会議等を毎年度開催するとともに、その他各土木事務所等との調整・協議を行っている。</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 関係職員の補償業務の能力・資質の維持・向上に資することにより、用地補償業務の円滑な執行に寄与している。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 毎年度の用地補償費の執行率84.1%以上を目標とする。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 用地職員は、県全体の行政職の人事異動の一環として配置され、用地補償業務の経験がない職員も多いので、各種の研修、担当者会議、及び指導・調整等を通じて、用地を担当する職員が円滑な用地取得を行える体制を継続して構築していく。</p>
---	--	--

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 用地課 用地対策班				
評価責任者	用地課	担当者		用地対策班	
課番号	078004	係番号	01	電話番号	866-2423
				作成年月日	

事務事業コード	2006-078004-01-01				
事務事業名	用地関係連絡事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	2. 内部事務事業
---------	-----------

活動指標名又は活動の内容 (A)	用地補償関係会議・研修の開催					
成果指標名又は成果の内容 (A')						
活動指標名又は活動の内容 (B)						
成果指標名又は成果の内容 (B')						
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標 A	回数	16.00	15.00	17.00		0.00
成果指標 A'						
活動指標 B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標 B'						
投入資源 (単位：千円)	予決算額 C	4,629	4,307	5,433	8,216	
	人工数 D	3.50	3.50	4.00	4.50	
	人件費 E	23,205	22,540	25,760	28,890	
	合計 C + E = F	27,834	26,847	31,193	37,106	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	
	判定 -
(判定内容) :-	
判定根拠	
(2) 県民ニーズの動向	
	判定 -
(判定内容) :-	
判定根拠	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

3. 役割分担（守備範囲）		判定 -
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) :-		
判定 根拠		
(2) 市町村、国との役割分担		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。 用地補償の基準及び考え・判断等については、事業主体である公共事業者の責任で行うべきである。		
判定 根拠		

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。 土木建築部の公共事業に関わる用地・補償の指導・調整等については、当課の所管となっている。		
判定 根拠		

6. 対象の妥当性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定 根拠		

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) :-

判定 | -

判定 根拠	
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。
 用地補償額の執行率がほぼ安定している。

判定 | C

判定 根拠	
----------	--

9. 県の負担割合
 (判定内容) :-

判定 | -

判定 根拠	
----------	--

10. O A化の可能性
 (判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。
 用地補償に係る基準の統一的運用のための通知、改正、制定、会議、研修会開催、指導及び調整等の業務であり、O A化により事務を効率化できるというものではない。

判定 | A

判定 根拠	
----------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	-
	3. 役割分担	(1) 官民	-
		(2) 県市町村	-
	4. 民間委託の可能性	B	
5. 事務事業の選択	A		
有効性	6. 対象の妥当性	-	
	7. 貢献度	-	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	-
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合	-	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	2	1	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価			
評価区分	B	具体的方向性	1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

公共事業を迅速・円滑に推進していくために、用地補償に携わる職員の資質の維持・向上を目指す必要がある。

判定 根拠	
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-078004-01-02

事業名	土地開発公社の指導・監督事業	事業番号	02	課係名	用地課 用地対策班	係番号	01
-----	----------------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 沖縄県土地開発公社</p> <p>(2) 現状 面的整備事業や大型新規事業が減少し、また県からの委託事業も同様に減少しているが、一定量の業務量を確保し、経営の健全化を図る必要がある。</p> <p>(3) 方法 「新沖縄県行政改革大綱」の実施計画を基に事務事業の一層の改善・合理化を行い、経営の健全化を図る。</p> <p>(4) 目標 安定的に用地の取得を行い、県の行う公共事業を円滑に執行していくため、経営の健全化を図る。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 「公有地の拡大に関する法律」第19条に設立団体の長は、土地開発公社に対し、その業務に関し必要な命令をすることができる」と規定され、その指導監督については設立団体である官の業務とされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県土地開発公社の指導監督については、設立団体である県が行うことになっている。</p>															
7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)																
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: right;">3,657</td> <td style="text-align: right;">3,750</td> <td style="text-align: right;">3,278</td> <td style="text-align: right;">3,193</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: right;">1.20</td> <td style="text-align: right;">1.20</td> <td style="text-align: right;">1.20</td> <td style="text-align: right;">1.50</td> </tr> </tbody> </table>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,657	3,750	3,278	3,193	人工数	1.20	1.20	1.20	1.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,657	3,750	3,278	3,193												
人工数	1.20	1.20	1.20	1.50												
対応する予算の事業名: 土地開発公社対策費																
<p>2. 事業の必要性 「公有地の拡大に関する法律」で土地開発公社は、公有地となるべき土地を確保し、これを適正に管理し、地方公共団体の土地需要に対処しうるよう努めなければならないと規定されている。県の公共事業等を円滑に推進するための前提となる公共用地を計画的かつ効率的に確保することができるよう、今後も経営の安定化を図るための業務改善を進めていく必要がある。</p>																
3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:																
4. 自治上の区分: 自治事務																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 土地開発公社業務改善計画の実行 用地担当部門の統一・効率化</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) (1) 公社運営の改善・効率化 (2) 公社等の指導監督要領に基づく経営評価</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 平成15年度から平成20年度までの5カ年計画を踏まえ引き続き業務改善を図っていく。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) ・人件費の削減 ・事務的経費の節減</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 1. 公社運営の改善として、出向職員減、プロパー職員の減、嘱託、賃金職員の減。 節減額 人件費 211,996千円 事務的経費 9,898千円 2. 豊見城地先開発事業の平成17年度末の販売状況 種別 面積() 分譲画地 住宅用地 61,945 247 都市圏連開発用地 117,065 18 公共用地 258,603</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 事務、事業量に応じた柔軟な執行体制を構築する。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 用地課 用地対策班				
評価責任者	用地課	担当者		用地対策班	
課番号	078004	係番号	01	電話番号	866-2423
				作成年月日	

事務事業コード	2006-078004-01-02				
事務事業名	土地開発公社の指導・監督事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	土地開発公社に対する指導・監督					
成果指標名又は成果の内容(A')	業務改善計画による管理費の節減(実績額)					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'	千円	20,612.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	3,657	3,750	3,278	3,193	
	人工数D	1.20	1.20	1.20	1.50	
	人件費E	7,956	7,728	7,728	9,630	
	合計C+E=F	11,613	11,478	11,006	12,823	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	経営は概ね健全であり、公共用地及び公用地の円滑な取得により社会資本の整備に寄与している。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	公共用地及び公用地の安定した取得を行っている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県同様、公有地の拡大の推進に関する法律による法定業務である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に、設立団体の長は、土地開発公社に対し、その業務に関し必要な命令をすることができる」と規定されており、設立団体である官の長が土地開発公社の指導・監督を行うことになっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	県土地開発公社の指導・監督については、設立団体である県の長が行うことになっている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	公拡法第19条による県の法定業務である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	公拡法第19条による県の法定業務である。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条による。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	会社の健全な経営が社会資本の整備に寄与している。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 公社の健全な経営が社会資本の整備に寄与している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 公社の健全な経営が社会資本の整備に寄与している。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A：妥当である。

判定根拠
 地方公務員等共済組合法第113条第3項による。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A：事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 指導監督の業務であり、O A化になじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
効率性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
8. 対費用効果	(1) 対成果		C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	7	4	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	2

(評価区分)： B：現状維持
 (具体的方向性)：2：投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定根拠
 県は、プロジェクト事業等の規模の大きい事業箇所、工事着手までの期間が短く速やかな用地取得を要求されている事業箇所及び用地取得の難航が予想され特に高い用地・補償交渉の技術を要求される事業箇所の公共用地取得業務を土地開発公社に委託している。
 県の公共事業に必要な用地の取得を円滑に行うためには引き続き公社を活用していかなければならない。そのためには公社の健全な経営体制を維持していくための適切な指導・監督が必要である。